

上尾中央総合病院を受診された患者さんへ

当院では、下記の適応外使用が承認されました。

この治療の対象となられる患者さんから同意を頂くことに代えて、病院ホームページにて情報を公開することによって使用します。

本件についてご質問がある場合や、今後の治療に同意できない場合は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

なお、同意できないとの連絡を頂いた場合においても、添付文書の定める範囲内での使用では安全な医療を提供できないと主治医が判断した場合、再度ご説明させて頂く場合があります。

適応外使用の内容	消化管造影、瘻孔造影などの検査時のヨード造影剤使用
対象患者	消化管造影、瘻孔造影などの検査を受けられる方
目的	消化管造影（食道造影、胃造影、下部消化管造影）では、X線透視下でバリウムやガストログラフィンなどの造影剤を使用して検査を行っています。しかしながら世界的な薬剤の供給不足により、ガストログラフィンの使用が困難となっています。そこで、ガストログラフィンを用いる検査において、同様の薬効はあるものの当該検査においては保険適応外となるヨード造影剤を代替として使用します。 また瘻孔造影などの一部の造影検査において、保険適応となる薬剤がないものの、内腔評価のために同ヨード造影剤を使用して検査を行います。 投与に際しては、検査目的に応じて経口、注腸、または瘻孔内への注入を行います。
予想される不利益と対策	代替薬を用いることにより、新たな身体的な不利益が生ずることはありません。ただし通常のヨード造影剤と同様に、アレルギー反応や腎機能障害等の副作用が生じるリスクがあります。有害事象が生じた場合には、保険適用薬を使用した場合と同様に最善の処置を行います。 また本薬剤は当該検査において保険適応外使用となるため、万が一重篤な副作用が生じた場合、公的な「医薬品副作用被害救済制度」の救済給付の対象外となる可能性があります。 なお、代替薬を用いた検査に同意できない場合には、検査自体が中止となる場合があります。
承認日	2026年6月18日 薬剤適正使用委員会承認 2026年7月27日 診療委員会承認 2026年8月17日 倫理委員会承認
お問合せ先	上尾中央総合病院 各診療科医師 電話番号 048-773-1111（代表）